

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第3号

青森市国民健康保険税の引き上げを行わないことを求める請願(不採択)

(請願の趣旨)

青森市議会は本年第1回定例会(3月)において、市長提案による国民健康保険税の引き上げを全会一致で否決した。しかし、第2回定例会(6月)に引き上げ幅を圧縮して再び提案されようとしている。

青森市の国保税は、モデル世帯(夫婦とも40歳代、子ども2人、所得200万円)で38万2300円にも上り、課税所得の19%を超える高額となっている。引き上げ幅が1人平均10.86%に抑えられたとしても、同世帯を含む多くの世帯区分で所得の20%を超える負担となる。

市民の所得が減少する中で、年金支給額は減り、税と社会保障関連の負担は増加する一方であり、安倍内閣の進める経済政策により生活必需品を中心に物価も上がっている。今でさえ支払い能力を超える国保税を引き上げれば、払いたくても払えない市民がますますふえることは明らかである。また、国保税を納めるために苦しい生活をさらに切り詰め、医療費一部負担金の支払いが困難なために受診を我慢するなど、暮らしと健康を脅かす事態も生じている。国保被保険者の大部分は不安定な非正規雇用者や年金受給者等で、所得金額も200万円未満の低所得者であり、国保税の引き上げで、市民の生活を一層困窮させるようなことがあってはならない。

(請願事項)

国民健康保険税の引き上げはおこなわないこと。

平成25年5月31日

請 願 者 青森市長島三丁目21-8
東青社会保障推進協議会
会長 森 明彦 外1人
紹 介 議 員 藤原 浩平

(陳 情)

陳情第7号

青森市のまちづくりに関する陳情(採択)

(陳情の趣旨)

青森市では、第2期青森市中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣認定を受け、青森市新総合計画を最上位計画としたまちづくりに関連した案件が検討されており、青森都市計画マスタープランでは「自然豊かな青森市の環境保全」、「より効率的で効果的なインフラ整備」、「中心市街地の拠点性の向上(再活性化)」、「都市機能の集約化・複合化とアクセシビリティの向上」、「公共交通の有効活用」

を目標とするなど、各計画としてそれぞれ進行しているところであるが、人口減少及び高齢化が全国でも先行している青森市での 50 年後、100 年後の市民生活のあり方に視点を置き、健全な都市経営と市民の暮らしやすい町の形成を目指し、ファシリティー・マネジメントによる公共施設の再配備も含め、コンパクトシティ構想に基づいたまちづくりをこれまで以上に推進していただきたいと思う。

その中で、青森市役所庁舎整備基本計画や青森駅を中心としたまちづくり基本計画といった計画の中の諸案件が担う都市機能を含め、行政機能、公共交通を中心とした交通結節機能、東日本大震災の発生により全国的に議論が続く医療・福祉機能、防災機能など、さまざまな都市機能とその配置について図示化するなどしてより具体化し、数十年後の市民生活と都市機能についての全体最適化を図るべく、市民の視点並びに専門家の視点から検討、議論すべきと考える。

同時に、その検討、議論の過程において町全体を俯瞰した一体的な都市機能の配置の検討が不可欠であることから、現在進行中の市役所庁舎や青森駅周辺の諸計画について、より一層の市民生活の充実を目的に、将来的な町全体の都市機能の配置についての議論が収束するまで、計画推進へいま一度の熟慮が必要であると思われる。

については、上記を踏まえ、以下のことを陳情する。

(陳情事項)

1. 市民生活と都市機能の全体最適化を図るため、現在進められている青森市役所庁舎整備基本計画についても一旦立ちどまり、平成 24 年 12 月の新政権発足後大きく変化した国の動向を鑑み、人口減、高齢化社会を踏まえながら、青森市全体の都市機能の将来的な具体ビジョンについて専門家並びに市民を交えて官民連携により改めて議論し、その結果をまちづくりに関する個別計画に反映させること。

平成 25 年 5 月 17 日

陳 情 者 青森市橋本二丁目 2 - 17
青森商工会議所青年部
会長代理 西 秀記

陳情第10号

元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業の復活実施を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業は、市民と中小零細業者から歓迎され、昨年度まで 2 年間実施され、2 年間の実績は 695 件であり、対象となる工事費の総額は 10 億 9321 万円に上った。申し込み者数が予算額を超えて抽選となったことは、市民の期待のあらわれであり、平成 24 年第 3 回定例会では経済部長も「(経済効果に)影響があったと推測される」との見方を示している。こうした実績を踏まえ、平成 24 年第 4 回定例会において、平成 25 年度の事業継続が採択されている。

しかし、市長選挙前の骨格予算とされた今年度当初予算において、平成 24 年度限りの事業のためとの理由だけで終了とされた。

この事業の目的は本市経済の活性化を図ることである。青森市においては震災復興関連で一部に好況感はあるものの、個人消費の不振などから依然として厳しい経済状況にあり、市民からの要望が高

く、裾野の広いリフォーム関連地元業者の仕事をふやし、大きな経済効果のある本制度を終了すべきではない。市民を励まし、市経済を支えるため元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業を復活実施することを求め、陳情する。

(陳情事項)

1、元気都市あおもり住宅リフォーム助成事業を実施すること。

平成 25 年 5 月 31 日

陳 情 者 青森市長島三丁目 21 8
青森民主商工会
会長 田附 衛

陳情第11号

下水道使用料見直しに関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

【下水道の役割】

青森市では、水害解消を第一として昭和 27 年から合流式下水道事業が始まったが、現在は水害解消(浸水防除)のほか、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、良好な水環境の創出、循環型社会の形成など、下水道に求められる役割は増大かつ多様化している。(下水道処理人口普及率は平成 13 年度末 64.6%、平成 23 年度は 77.4%)

【下水道使用料の改定】

雨水は公費、すなわち市町村の一般会計で負担し、汚水は私費、すなわち下水道使用者の使用料で負担するべきであるという「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とし、適切な財政計画期間を定め、排水需要を予測し、使用料対象経費を算定し、適正な原価を超えない範囲で下水道使用料を定めることとされている。

下水道使用料は、公共料金としての性格から安定性を保つことが望まれるが、余り長期にわたり財政期間を設定することは、予測の確実性を失うおそれがあり、青森市(旧青森市)では、4年サイクルで下水道使用料の見直しを行ってきた経緯がある。(平成 2 年度平均改定率 28.4%値上げ、平成 6 年度平均改定率 27.4%値上げ、平成 10 年度平均改定率 13.0%値上げ、平成 14 年度平均改定率 3.9%値上げ)

現行の下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会(以下「懇談会」という)の意見を受け、青森市議会平成 15 年第 1 回定例会で議決され、平成 15 年 7 月徴収分から適用され現在に至っている。財政計画期間は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間である。

【改定後の経過】

1. 現行の下水道使用料が実施され 10 年になるが、懇談会の要望事項である「下水道使用料については定期的な見直しを行うこと」、「今後の使用料改定にあたっては、使用料体系のあるべき姿についても、調査、検討すること」については実施されていない。このことは、陳情者がこれらの事項について下水道総務課宛てになした行政文書開示請求に対して「検討文書を作成していないから請求に係る行政文書は不存在です」との回答があったことや、また下水道総務課の担当者に質問をして

も「検討していない」との回答があったことから明らかである。

- 2 .平成 21 年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への「事務引継書」(平成 21 年 3 月 31 日付)未済事件処理意見書「3 .下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。なお、平成 19 年度及び平成 20 年度の人事異動に係る「事務引継書」にも下記とほぼ同様の内容の文書がある。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。下水道使用料については、行革プログラムの特別会計繰出金の見直しにおいて平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととしたが、平成 22 年度の使用料改定に向けて、平成 21 年度は青森地区・浪岡地区とも同一の使用料とする改定について検討する必要がある。」

- 3 .平成 22 年度の人事異動に係る企業部長須藤雄樹氏から上下水道部長肥後秀行氏への「事務引継書」(平成 22 年 3 月 29 日付)未済事件処理意見書「3 .下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、一市二制度の存続予定期間が終了する平成 21 年度に水道料金と合わせて『1 市 2 制度の検証』を行ったが、青森地区と浪岡地区の処理場における管理者が異なっており、それぞれの地域ごとに使用料を設定していること等から、引き続き現行制度を継続することとした。しかしながら、経営基盤の強化と健全性を確保に向けて、水道料金の統合や企業化実施に向けた一般会計繰出金の繰出基準が決定された後を目処に、下水道使用料の改定について検討を行う必要がある。」

- 4 .平成 23 年度以降の「事務引継書」(平成 24 年度は下水道使用料に係る課長以上の人事異動はなかったとのこと)には、下水道使用料の改定に関するものはない。

- 5 .平成 19 年度には「下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマに包括外部監査が行われ、18 項目の指摘事項と 41 項目の意見が出されている。その中で下水道使用料の改定時期について見直し作業が必要である旨の意見が述べられているが、これに対する青森市の対応として「一市二制度の 5 年間の経過した後の対応方針を整理するためにも、財政計画、当該計画の前提となる汚水量の予測等の個別計画について検討をしていきたい」と回答している。

- 6 .陳情者は、長年にわたり下水道使用料担当部局に対して、下水道法等に基づいて適正な下水道使用料を算定することを要望してきたが、その要望は一切かなえられていない。

現在の下水道使用料担当部局は環境部下水道総務課であるが、下水道使用料について質問しても何も答えてくれないので、開示された資料から判断するしかないが、下水道総務課では 1 市 2 制度を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているようである。

上記「事務引継書」からも明らかなように、平成 21 年度までは一応下水道使用料の改定の必要性は認識していたようであるが、平成 22 年度以降は下水道使用料改定の検討すら放棄したようである。平成 22 年度の「事務引継書」では「青森地区と浪岡地区の処理場の管理者が異なっており」「それぞれの地域ごとに使用料を設定している」から「引き続き現行制度を継続することとした」としているが、これは現行制度を継続する理由にはなり得ないことは明らかである。浪岡地区は合併前から青森県が管理者である岩木川流域下水道事業に参加していたものであり、処理場の管理者が異なっているのは当たり前である。また使用料も合併時から旧青森市の区域と旧浪岡町の区域とでは

異なっている（10立方メートルまでの基本使用料は旧浪岡町の区域のほうが高い）。何も平成22年度になって青森市地区と浪岡地区の下水道を取り巻く状況が急に変わったわけではない。変わったのは青森市公共下水道管理者が佐々木誠造氏から鹿内博氏になったことと、下水道使用料担当部局がかわったことくらいである。

平成21年度の人事異動に係る「事務引継書」に「平成19年度に汚水（使用料で回収すべき経費）と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成19年度は使用料の改定を行わないこととした」とあるが、もしそうだとすれば、法律違反のおそれがある。下水道法第20条では、使用料を定めるに当たっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しているから、値下げをするべきである。

収入がふえると、ついつい無駄遣いが起こる。そしてやはり赤字になる。それではいけない。青森市役所には自浄能力を期待できないので、市議会に市役所をしっかりと監視をしてほしいと思い、ここに陳情する次第である。

当たり前のことだが、下水道使用料の改定というのは値上げをするだけでなく、値下げをすることも立派な改定である。青森市の職員は、値下げをするのは改定ではないから改定しない、そのうち赤字になるだろう、そうしたら改定をするんだ、と思っている向きもある。

（陳情事項）

平成25年度中に現行の下水道使用料の見直しをすること。

平成25年5月31日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2
三国谷 清一

陳情第12号

下水道使用料見直しに関する陳情（その2）（不採択）

（陳情の趣旨）

【下水道の役割】

青森市では、水害解消を第一として昭和27年から合流式下水道事業が始まったが、現在は水害解消（浸水防除）のほか、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、良好な水環境の創出、循環型社会の形成など、下水道に求められる役割は増大かつ多様化している。（下水道処理人口普及率は平成13年度末64.6%、平成23年度は77.4%）

【下水道使用料の改定】

雨水は公費、すなわち市町村の一般会計で負担し、汚水は私費、すなわち下水道使用者の使用料で負担するべきであるという「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とし、適切な財政計画期間を定め、排水需要を予測し、使用料対象経費を算定し、適正な原価を超えない範囲で下水道使用料を定めることとされている。

下水道使用料は、公共料金としての性格から安定性を保つことが望まれるが、余り長期にわたり財政期間を設定することは、予測の確実性を失うおそれがあり、青森市（旧青森市）では、4年サイクルで下水道使用料の見直しを行ってきた経緯がある。（平成2年度平均改定率28.4%値上げ、平成6

年度平均改定率 27.4%値上げ、平成 10 年度平均改定率 13.0%値上げ、平成 14 年度平均改定率 3.9%値上げ)

現行の下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会(以下「懇談会」という)の意見を受け、青森市議会平成 15 年第 1 回定例会で議決され、平成 15 年 7 月徴収分から適用され現在に至っている。財政計画期間は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間である。

【改定後の経過】

1. 現行の下水道使用料が実施され 10 年になるが、懇談会の要望事項である「下水道使用料については定期的な見直しを行うこと」、「今後の使用料改定にあたっては、使用料体系のあるべき姿についても、調査、検討すること」については実施されていない。このことは、陳情者がこれらの事項について下水道総務課宛てになした行政文書開示請求に対して「検討文書を作成していないから請求に係る行政文書は不存在です」との回答があったことや、また下水道総務課の担当者に質問をしても「検討していない」との回答があったことから明らかである。
2. 平成 21 年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への「事務引継書」(平成 21 年 3 月 31 日付)未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。なお、平成 19 年度及び平成 20 年度の人事異動に係る「事務引継書」にも下記とほぼ同様の内容の文書がある。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。下水道使用料については、行革プログラムの特別会計繰出金の見直しにおいて平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととしたが、平成 22 年度の使用料改定に向けて、平成 21 年度は青森地区・浪岡地区とも同一の使用料とする改定について検討する必要がある。」
3. 平成 22 年度の人事異動に係る企業部長須藤雄樹氏から上下水道部長肥後秀行氏への「事務引継書」(平成 22 年 3 月 29 日付)未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、一市二制度の存続予定期間が終了する平成 21 年度に水道料金と合わせて『1 市 2 制度の検証』を行ったが、青森地区と浪岡地区の処理場における管理者が異なっており、それぞれの地域ごとに使用料を設定していること等から、引き続き現行制度を継続することとした。しかしながら、経営基盤の強化と健全性を確保に向けて、水道料金の統合や企業化実施に向けた一般会計繰出金の繰出基準が決定された後を目処に、下水道使用料の改定について検討を行う必要がある。」
4. 平成 23 年度以降の「事務引継書」(平成 24 年度は下水道使用料に係る課長以上の人事異動はなかったとのこと)には、下水道使用料の改定に関するものはない。
5. 平成 19 年度には「下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマに包括外部監査が行われ、18 項目の指摘事項と 41 項目の意見が出されている。その中で下水道使用料の改定時期について見直し作業が必要である旨の意見が述べられているが、これに対する青森市の対応として「一市二制度の 5 年間の経過した後の対応方針を整理するためにも、財政計画、当該計画の前提となる汚水量の予測等の個別計画について検討をしていきたい」と回答している。
6. 陳情者は、長年にわたり下水道使用料担当部局に対して、下水道法等に基づいて適正な下水道使

用料を算定することを要望してきたが、その要望は一切かなえられていない。

現在の下水道使用料担当部局は環境部下水道総務課であるが、下水道使用料について質問しても何も答えてくれないので、開示された資料から判断するしかないが、下水道総務課では1市2制度を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているようである。

上記「事務引継書」からも明らかのように、平成21年度までは一応下水道使用料の改定の必要性は認識していたようであるが、平成22年度以降は下水道使用料改定の検討すら放棄したようである。平成22年度の「事務引継書」では「青森地区と浪岡地区の処理場の管理者が異なっており」「それぞれの地域ごとに使用料を設定している」から「引き続き現行制度を継続することとした」としているが、これは現行制度を継続する理由にはなり得ないことは明らかである。浪岡地区は合併前から青森県が管理者である岩木川流域下水道事業に参加していたものであり、処理場の管理者が異なっているのは当たり前である。また使用料も合併時から旧青森市の区域と旧浪岡町の区域とは異なっている(10立方メートルまでの基本使用料は旧浪岡町の区域のほうが高い)。何も平成22年度になって青森市地区と浪岡地区の下水道を取り巻く状況が急に変わったわけではない。変わったのは青森市公共下水道管理者が佐々木誠造氏から鹿内博氏になったことと、下水道使用料担当部局がかわったことくらいである。

平成21年度の人事異動に係る「事務引継書」に「平成19年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成19年度は使用料の改定を行わないこととした」とあるが、もしそうだとすれば、法律違反のおそれがある。下水道法第20条では、使用料を定めるに当たっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しているから、値下げをするべきである。

収入がふえると、ついつい無駄遣いが起こる。そしてやはり赤字になる。それではいけない。青森市役所には自浄能力を期待できないので、市議会に市役所をしっかりと監視をしてほしいと思い、ここに陳情する次第である。

当たりのことだが、下水道使用料の改定というのは値上げをするだけでなく、値下げをすることも立派な改定である。青森市の職員は、値下げをするのは改定ではないから改定しない、そのうち赤字になるだろう、そうしたら改定をするんだ、と思っている向きもある。

(陳情事項)

青森市下水道条例第24条の表の「基本使用料」の使用量10立方メートルを、5立方メートルに引き下げる。節水効果が期待できる。

平成25年5月31日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2
三国谷 清一

陳情第13号

下水道使用料見直しに関する陳情(その3)(不採択)

(陳情の趣旨)

【下水道の役割】

青森市では、水害解消を第一として昭和 27 年から合流式下水道事業が始まったが、現在は水害解消（浸水防除）のほか、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、良好な水環境の創出、循環型社会の形成など、下水道に求められる役割は増大かつ多様化している。（下水道処理人口普及率は平成 13 年度末 64.6%、平成 23 年度は 77.4%）

【下水道使用料の改定】

雨水は公費、すなわち市町村の一般会計で負担し、汚水は私費、すなわち下水道使用者の使用料で負担するべきであるという「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とし、適切な財政計画期間を定め、排水需要を予測し、使用料対象経費を算定し、適正な原価を超えない範囲で下水道使用料を定めることとされている。

下水道使用料は、公共料金としての性格から安定性を保つことが望まれるが、余り長期にわたり財政期間を設定することは、予測の確実性を失うおそれがあり、青森市（旧青森市）では、4 年サイクルで下水道使用料の見直しを行ってきた経緯がある。（平成 2 年度平均改定率 28.4% 値上げ、平成 6 年度平均改定率 27.4% 値上げ、平成 10 年度平均改定率 13.0% 値上げ、平成 14 年度平均改定率 3.9% 値上げ）

現行の下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会（以下「懇談会」という）の意見を受け、青森市議会平成 15 年第 1 回定例会で議決され、平成 15 年 7 月徴収分から適用され現在に至っている。財政計画期間は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間である。

【改定後の経過】

1. 現行の下水道使用料が実施され 10 年になるが、懇談会の要望事項である「下水道使用料については定期的な見直しを行うこと」、「今後の使用料改定にあたっては、使用料体系のあるべき姿についても、調査、検討すること」については実施されていない。このことは、陳情者がこれらの事項について下水道総務課宛てになした行政文書開示請求に対して「検討文書を作成していないから請求に係る行政文書は不存在です」との回答があったことや、また下水道総務課の担当者に質問をしても「検討していない」との回答があったことから明らかである。
2. 平成 21 年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への「事務引継書」（平成 21 年 3 月 31 日付）未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。なお、平成 19 年度及び平成 20 年度の人事異動に係る「事務引継書」にも下記とほぼ同様の内容の文書がある。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。下水道使用料については、行革プログラムの特別会計繰出金の見直しにおいて平成 19 年度に汚水（使用料で回収すべき経費）と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととしたが、平成 22 年度の使用料改定に向けて、平成 21 年度は青森地区・浪岡地区とも同一の使用料とする改定について検討する必要がある。」
3. 平成 22 年度の人事異動に係る企業部長須藤雄樹氏から上下水道部長肥後秀行氏への「事務引継書」（平成 22 年 3 月 29 日付）未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、一市二制度の存続予定期間が終了する平成 21 年度に水道料金と合わせて『1 市 2 制度の検証』を行っ

たが、青森地区と浪岡地区の処理場における管理者が異なっており、それぞれの地域ごとに使用料を設定していること等から、引き続き現行制度を継続することとした。しかしながら、経営基盤の強化と健全性を確保に向けて、水道料金の統合や企業化実施に向けた一般会計繰出金の繰出基準が決定された後を目処に、下水道使用料の改定について検討を行う必要がある。」

- 4 .平成 23 年度以降の「事務引継書」(平成 24 年度は下水道使用料に係る課長以上の人事異動はなかったとのこと)には、下水道使用料の改定に関するものはない。
- 5 .平成 19 年度には「下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマに包括外部監査が行われ、18 項目の指摘事項と 41 項目の意見が出されている。その中で下水道使用料の改定時期について見直し作業が必要である旨の意見が述べられているが、これに対する青森市の対応として「一市二制度の 5 年間の経過した後の対応方針を整理するためにも、財政計画、当該計画の前提となる汚水量の予測等の個別計画について検討をしていきたい」と回答している。
- 6 . 陳情者は、長年にわたり下水道使用料担当部局に対して、下水道法等に基づいて適正な下水道使用料を算定することを要望してきたが、その要望は一切かなえられていない。

現在の下水道使用料担当部局は環境部下水道総務課であるが、下水道使用料について質問しても何も答えてくれないので、開示された資料から判断するしかないが、下水道総務課では 1 市 2 制度を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているようである。

上記「事務引継書」からも明らかのように、平成 21 年度までは一応下水道使用料の改定の必要性は認識していたようであるが、平成 22 年度以降は下水道使用料改定の検討すら放棄したようである。平成 22 年度の「事務引継書」では「青森地区と浪岡地区の処理場の管理者が異なっており」「それぞれの地域ごとに使用料を設定している」から「引き続き現行制度を継続することとした」としているが、これは現行制度を継続する理由にはなり得ないことは明らかである。浪岡地区は合併前から青森県が管理者である岩木川流域下水道事業に参加していたものであり、処理場の管理者が異なっているのは当たり前である。また使用料も合併時から旧青森市の区域と旧浪岡町の区域とは異なっている(10 立方メートルまでの基本使用料は旧浪岡町の区域のほうが高い)。何も平成 22 年度になって青森市地区と浪岡地区の下水道を取り巻く状況が急に変わったわけではない。変わったのは青森市公共下水道管理者が佐々木誠造氏から鹿内博氏になったことと、下水道使用料担当部局がかわったことくらいである。

平成 21 年度の人事異動に係る「事務引継書」に「平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととした」とあるが、もしそうだとすれば、法律違反のおそれがある。下水道法第 20 条では、使用料を定めるに当たっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しているから、値下げをするべきである。

収入がふえると、ついつい無駄遣いが起こる。そしてやはり赤字になる。それではいけない。青森市役所には自浄能力を期待できないので、市議会に市役所をしっかりと監視をしてほしいと思い、ここに陳情する次第である。

当たり前のことだが、下水道使用料の改定というのは値上げをするだけでなく、値下げをすることも立派な改定である。青森市の職員は、値下げをするのは改定ではないから改定しない、そのうち赤字になるだろう、そうしたら改定をするんだ、と思っている向きもある。

(陳情事項)

青森市下水道条例第 24 条の表の「種別」「水道水による水」と「水道水以外の水(地下水)」の区分をやめること。汚水処理費は水道水も地下水も同じである。旧浪岡町には「種別」による区分はない。
平成 25 年 5 月 31 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一

陳情第14号

下水道使用料見直しに関する陳情(その4)(不採択)

(陳情の趣旨)

【下水道の役割】

青森市では、水害解消を第一として昭和 27 年から合流式下水道事業が始まったが、現在は水害解消(浸水防除)のほか、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、良好な水環境の創出、循環型社会の形成など、下水道に求められる役割は増大かつ多様化している。(下水道処理人口普及率は平成 13 年度末 64.6%、平成 23 年度は 77.4%)

【下水道使用料の改定】

雨水は公費、すなわち市町村の一般会計で負担し、汚水は私費、すなわち下水道使用者の使用料で負担するべきであるという「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とし、適切な財政計画期間を定め、排水需要を予測し、使用料対象経費を算定し、適正な原価を超えない範囲で下水道使用料を定めることとされている。

下水道使用料は、公共料金としての性格から安定性を保つことが望まれるが、余り長期にわたり財政期間を設定することは、予測の確実性を失うおそれがあり、青森市(旧青森市)では、4年サイクルで下水道使用料の見直しを行ってきた経緯がある。(平成 2 年度平均改定率 28.4%値上げ、平成 6 年度平均改定率 27.4%値上げ、平成 10 年度平均改定率 13.0%値上げ、平成 14 年度平均改定率 3.9%値上げ)

現行の下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会(以下「懇談会」という)の意見を受け、青森市議会平成 15 年第 1 回定例会で議決され、平成 15 年 7 月徴収分から適用され現在に至っている。財政計画期間は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間である。

【改定後の経過】

1. 現行の下水道使用料が実施され 10 年になるが、懇談会の要望事項である「下水道使用料については定期的な見直しを行うこと」、「今後の使用料改定にあたっては、使用料体系のあるべき姿についても、調査、検討すること」については実施されていない。このことは、陳情者がこれらの事項について下水道総務課宛てになした行政文書開示請求に対して「検討文書を作成していないから請求に係る行政文書は不存在です」との回答があったことや、また下水道総務課の担当者に質問をしても「検討していない」との回答があったことから明らかである。
2. 平成 21 年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への「事務引継書」(平成 21 年 3 月 31 日付)未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。なお、平成 19 年度及び平成 20 年度の人事異動に係る「事務引継書」にも下記とほぼ同様の内容の文書がある。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。下水道使用料については、行革プログラムの特別会計繰出金の見直しにおいて平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととしたが、平成 22 年度の使用料改定に向けて、平成 21 年度は青森地区・浪岡地区とも同一の使用料とする改定について検討する必要がある。」

- 3 .平成 22 年度の人事異動に係る企業部長須藤雄樹氏から上下水道部長肥後秀行氏への「事務引継書」(平成 22 年 3 月 29 日付)未済事件処理意見書「3 .下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、一市二制度の存続予定期間が終了する平成 21 年度に水道料金と合わせて『1 市 2 制度の検証』を行ったが、青森地区と浪岡地区の処理場における管理者が異なっており、それぞれの地域ごとに使用料を設定していること等から、引き続き現行制度を継続することとした。しかしながら、経営基盤の強化と健全性を確保に向けて、水道料金の統合や企業化実施に向けた一般会計繰出金の繰出基準が決定された後を目処に、下水道使用料の改定について検討を行う必要がある。」

- 4 .平成 23 年度以降の「事務引継書」(平成 24 年度は下水道使用料に係る課長以上の人事異動はなかったとのこと)には、下水道使用料の改定に関するものはない。
- 5 .平成 19 年度には「下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマに包括外部監査が行われ、18 項目の指摘事項と 41 項目の意見が出されている。その中で下水道使用料の改定時期について見直し作業が必要である旨の意見が述べられているが、これに対する青森市の対応として「一市二制度の 5 年間の経過した後の対応方針を整理するためにも、財政計画、当該計画の前提となる汚水量の予測等の個別計画について検討をしていきたい」と回答している。
- 6 .陳情者は、長年にわたり下水道使用料担当部局に対して、下水道法等に基づいて適正な下水道使用料を算定することを要望してきたが、その要望は一切かなえられていない。

現在の下水道使用料担当部局は環境部下水道総務課であるが、下水道使用料について質問しても何も答えてくれないので、開示された資料から判断するしかないが、下水道総務課では 1 市 2 制度を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているようである。

上記「事務引継書」からも明らかのように、平成 21 年度までは一応下水道使用料の改定の必要性は認識していたようであるが、平成 22 年度以降は下水道使用料改定の検討すら放棄したようである。平成 22 年度の「事務引継書」では「青森地区と浪岡地区の処理場の管理者が異なっており」「それぞれの地域ごとに使用料を設定している」から「引き続き現行制度を継続することとした」としているが、これは現行制度を継続する理由にはなり得ないことは明らかである。浪岡地区は合併前から青森県が管理者である岩木川流域下水道事業に参加していたものであり、処理場の管理者が異なっているのは当たり前である。また使用料も合併時から旧青森市の区域と旧浪岡町の区域とは異なっている(10 立方メートルまでの基本使用料は旧浪岡町の区域のほうが高い)。何も平成 22 年度になって青森市地区と浪岡地区の下水道を取り巻く状況が急に変わったわけではない。変わったのは青森市公共下水道管理者が佐々木誠造氏から鹿内博氏になったことと、下水道使用料担当部局がかわったことくらいである。

平成 21 年度の人事異動に係る「事務引継書」に「平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)

と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととした」とあるが、もしそうだとすれば、法律違反のおそれがある。下水道法第 20 条では、使用料を定めるに当たっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しているから、値下げをするべきである。

収入がふえると、ついつい無駄遣いが起こる。そしてやはり赤字になる。それではいけない。青森市役所には自浄能力を期待できないので、市議会に市役所をしっかりと監視をしてほしいと思い、ここに陳情する次第である。

当たり前のことだが、下水道使用料の改定というのは値上げをするだけでなく、値下げをすることも立派な改定である。青森市の職員は、値下げをするのは改定ではないから改定しない、そのうち赤字になるだろう、そうしたら改定をするんだ、と思っている向きもある。

(陳情事項)

普通の市民でもわかる言葉で、下水道使用料の収支を毎年発表すること。

平成 25 年 5 月 31 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一

陳情第15号

下水道使用料見直しに関する陳情(その5)(不採択)

(陳情の趣旨)

【下水道の役割】

青森市では、水害解消を第一として昭和 27 年から合流式下水道事業が始まったが、現在は水害解消(浸水防除)のほか、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、良好な水環境の創出、循環型社会の形成など、下水道に求められる役割は増大かつ多様化している。(下水道処理人口普及率は平成 13 年度末 64.6%、平成 23 年度は 77.4%)

【下水道使用料の改定】

雨水は公費、すなわち市町村の一般会計で負担し、汚水は私費、すなわち下水道使用者の使用料で負担するべきであるという「雨水公費・汚水私費の原則」を基本とし、適切な財政計画期間を定め、排水需要を予測し、使用料対象経費を算定し、適正な原価を超えない範囲で下水道使用料を定めることとされている。

下水道使用料は、公共料金としての性格から安定性を保つことが望まれるが、余り長期にわたり財政期間を設定することは、予測の確実性を失うおそれがあり、青森市(旧青森市)では、4年サイクルで下水道使用料の見直しを行ってきた経緯がある。(平成 2 年度平均改定率 28.4%値上げ、平成 6 年度平均改定率 27.4%値上げ、平成 10 年度平均改定率 13.0%値上げ、平成 14 年度平均改定率 3.9%値上げ)

現行の下水道使用料は、青森市下水道使用料問題懇談会(以下「懇談会」という)の意見を受け、青森市議会平成 15 年第 1 回定例会で議決され、平成 15 年 7 月徴収分から適用され現在に至っている。財政計画期間は平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間である。

【改定後の経過】

1. 現行の下水道使用料が実施され 10 年になるが、懇談会の要望事項である「下水道使用料については定期的な見直しを行うこと」、「今後の使用料改定にあたっては、使用料体系のあるべき姿についても、調査、検討すること」については実施されていない。このことは、陳情者がこれらの事項について下水道総務課宛てになした行政文書開示請求に対して「検討文書を作成していないから請求に係る行政文書は不存在です」との回答があったことや、また下水道総務課の担当者に質問をしても「検討していない」との回答があったことから明らかである。
2. 平成 21 年度の人事異動に係る企業部参事総務課長事務取扱板垣肇氏から企業部総務課長内田洋一氏への「事務引継書」(平成 21 年 3 月 31 日付)未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。なお、平成 19 年度及び平成 20 年度の人事異動に係る「事務引継書」にも下記とほぼ同様の内容の文書がある。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、新市において行財政改革プランを策定し使用料全般について見直しを行い、青森地区・浪岡地区における統一した料金制度とする方向性を示した。下水道使用料については、行革プログラムの特別会計繰出金の見直しにおいて平成 19 年度に汚水(使用料で回収すべき経費)と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととしたが、平成 22 年度の使用料改定に向けて、平成 21 年度は青森地区・浪岡地区とも同一の使用料とする改定について検討する必要がある。」
3. 平成 22 年度の人事異動に係る企業部長須藤雄樹氏から上下水道部長肥後秀行氏への「事務引継書」(平成 22 年 3 月 29 日付)未済事件処理意見書「3. 下水道使用料の改定について」の処理の順序欄において、方向性は次のように記述されている。

「下水道使用料については、合併協定の中で一市二制度のまま継続することを決定したものの、一市二制度の存続予定期間が終了する平成 21 年度に水道料金と合わせて『1 市 2 制度の検証』を行ったが、青森地区と浪岡地区の処理場における管理者が異なっており、それぞれの地域ごとに使用料を設定していること等から、引き続き現行制度を継続することとした。しかしながら、経営基盤の強化と健全性を確保に向けて、水道料金の統合や企業化実施に向けた一般会計繰出金の繰出基準が決定された後を目処に、下水道使用料の改定について検討を行う必要がある。」
4. 平成 23 年度以降の「事務引継書」(平成 24 年度は下水道使用料に関係する課長以上の人事異動はなかったとのこと)には、下水道使用料の改定に関するものはない。
5. 平成 19 年度には「下水道事業等に関する事務の執行及び事業の管理について」をテーマに包括外部監査が行われ、18 項目の指摘事項と 41 項目の意見が出されている。その中で下水道使用料の改定時期について見直し作業が必要である旨の意見が述べられているが、これに対する青森市の対応として「一市二制度の 5 年間の経過した後の対応方針を整理するためにも、財政計画、当該計画の前提となる汚水量の予測等の個別計画について検討をしていきたい」と回答している。
6. 陳情者は、長年にわたり下水道使用料担当部局に対して、下水道法等に基づいて適正な下水道使用料を算定することを要望してきたが、その要望は一切かなえられていない。

現在の下水道使用料担当部局は環境部下水道総務課であるが、下水道使用料について質問をしても何も答えてくれないので、開示された資料から判断するしかないが、下水道総務課では 1 市 2 制度を理由に下水道使用料の見直し等を拒否しているようである。

上記「事務引継書」からも明らかのように、平成 21 年度までは一応下水道使用料の改定の必要性

は認識していたようであるが、平成 22 年度以降は下水道使用料改定の検討すら放棄したようである。平成 22 年度の「事務引継書」では「青森地区と浪岡地区の処理場の管理者が異なっており」「それぞれの地域ごとに使用料を設定している」から「引き続き現行制度を継続することとした」としているが、これは現行制度を継続する理由にはなり得ないことは明らかである。浪岡地区は合併前から青森県が管理者である岩木川流域下水道事業に参加していたものであり、処理場の管理者が異なっているのは当たり前である。また使用料も合併時から旧青森市の区域と旧浪岡町の区域とは異なっている（10 立方メートルまでの基本使用料は旧浪岡町の区域のほうが高い）。何も平成 22 年度になって青森市地区と浪岡地区の下水道を取り巻く状況が急に変わったわけではない。変わったのは青森市公共下水道管理者が佐々木誠造氏から鹿内博氏になったことと、下水道使用料担当部局がかわったことくらいである。

平成 21 年度の人事異動に係る「事務引継書」に「平成 19 年度に汚水（使用料で回収すべき経費）と雨水の経費負担の見直しの検討を行ったものの、使用料対象経費以上に使用料収入があるため、平成 19 年度は使用料の改定を行わないこととした」とあるが、もしそうだとすれば、法律違反のおそれがある。下水道法第 20 条では、使用料を定めるに当たっては「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と規定しているから、値下げをするべきである。

収入がふえると、ついつい無駄遣いが起こる。そしてやはり赤字になる。それではいけない。青森市役所には自浄能力を期待できないので、市議会に市役所をしっかりと監視をしてほしいと思い、ここに陳情する次第である。

当たり前なことだが、下水道使用料の改定というのは値上げをするだけでなく、値下げをすることも立派な改定である。青森市の職員は、値下げをするのは改定ではないから改定しない、そのうち赤字になるだろう、そうしたら改定をするんだ、と思っている向きもある。

（陳情事項）

下水道総務課は、市民にはうそをつかないで、積極的に情報開示に努めること。

平成 25 年 5 月 31 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8 - 2
三国谷 清一
